

議員提出議案第9号

地方自治法改正に関し地方自治の本旨を守るよう求める意見書

上記の議案を提出します。

令和6年7月2日

中野区議会議長 酒井 たくや 殿

提出者 中野区議会議員 ひやま 隆  
杉山 司  
浦野 さとみ  
森 たかゆき

## 地方自治法改正に関し地方自治の本旨を守るよう求める意見書

第213回国会において審議された「地方自治法の一部を改正する法律案」は、大規模災害や感染症などの国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国から自治体への補充的指示をはじめとした特例を規定するものとなっており、個別法の規定がなくとも、自治体に対して法的義務を持った指示を可能とする内容である。

補充的指示権を含む第14章の規定については、東日本大震災や新型コロナウイルスの経験を踏まえ、さらに苛烈な事態に対する的確に対処する観点から、その必要性は理解するものである。また、国と自治体との関係の特例と位置づけられ、必要な限度において行使すること、あらかじめ適切な状況把握や講ずべき措置の検討のために自治体に意見等を求めるなど適切な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されている点は、自治体に対し一定の配慮がされたと評価する。

一方で、平成12年の地方分権一括法によって、「対等・協力」となった国と地方の関係が損なわれる、要件や範囲が法案上必ずしも明記されていない、自治体への事前意見聴取が努力義務となっている、などの課題は未だ散見され、それらは地方分権の後退につながりかねない。

加えて、衆議院での修正で国会への事後報告が盛り込まれたものの、国会の事前関与は規定されていない。閣議決定のみで発動可能となることから、時の内閣の恣意的な判断で自治体に指示を行う余地を残すものであり、乱用が懸念される。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、補充的指示権の行使など第14章の規定は、目的達成のための必要最小限度の範囲とするとともに、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、自治体との事前協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生）

中野区議会議長名